

別海町議会会議録

第1号(令和3年12月13日)

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第67号 | 令和3年度別海町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第 8 | 議案第68号 | 令和3年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 | 議案第69号 | 令和3年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第70号 | 令和3年度町立別海病院事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第71号 | 令和3年度別海町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第72号 | 別海町下水道等事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第77号 | 別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第78号 | 別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第73号 | 別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第74号 | 別海町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第75号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第76号 | 別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第79号 | 別海町水洗便所改造資金融資条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第80号 | 工事請負契約の締結について(中西別上風連線改良舗装工事) |
| 日程第21 | 議案第81号 | 工事請負契約の締結について(根室中部3号主要幹線改良舗装工事) |
| 日程第22 | 議案第82号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(別海町地域情 |

		報通信施設)
日程第 2 3	議案第 8 3 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (別海町営畜牛育成牧場)
日程第 2 4	議案第 8 4 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (別海町ふれあいランド)
日程第 2 5	議案第 8 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 2 6	同意第 1 号	別海町教育委員会委員の任命について
日程第 2 7	報告第 2 2 号	専決処分の報告について (北栄西地区農道改良舗装工事)

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 6 7 号	令和 3 年度別海町一般会計補正予算 (第 6 号)
日程第 8	議案第 6 8 号	令和 3 年度別海町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 9	議案第 6 9 号	令和 3 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 0	議案第 7 0 号	令和 3 年度町立別海病院事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 1	議案第 7 1 号	令和 3 年度別海町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 2	議案第 7 2 号	別海町下水道等事業の設置等に関する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 7 7 号	別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 7 8 号	別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 7 3 号	別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 7 4 号	別海町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 7 5 号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 7 6 号	別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 7 9 号	別海町水洗便所改造資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 8 0 号	工事請負契約の締結について (中西別上風連線改良舗装工事)
日程第 2 1	議案第 8 1 号	工事請負契約の締結について (根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事)

- 日程第22 議案第82号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町地域情報通信施設）
- 日程第23 議案第83号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町営畜牛育成牧場）
- 日程第24 議案第84号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ふれあいランド）
- 日程第25 議案第85号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第26 同意第1号 別海町教育委員会委員の任命について
- 日程第27 報告第22号 専決処分の報告について（北栄西地区農道改良舗装工事）

○出席議員（16名）

1番	宮越正人	2番	横田保江
3番	田村秀男	4番	小椋哲也
5番	外山浩司	6番	大内省吾
7番	木嶋悦寛	8番	松壽孝雄
9番	今西和雄	10番	小林敏之
11番	瀧川榮子	12番	松政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤・雄
副議長	15番 戸田憲悦	議長	16番 西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	佐藤次春
教育長	登藤和哉	代表監査委員	杉本義久
監査委員	竹中仁	選挙管理委員会委員長	永田雅夫
農業委員会会長	小野榮一	総務部長	浦山吉人
福祉部長	今野健一	産業振興部長	門脇芳則
建設水道部長	伊藤一成	教育部長	山田一志
会計管理者	中村公一	病院事務長	三戸俊人
農業委員会事務局長	内山宏	選挙管理委員会書記長	入倉伸顕
総務部次長	入倉伸顕	産業振興部次長	佐々木栄典
教育部次長	石川誠	総務課長	入倉伸顕
総合政策課長	寺尾真太郎	財政課長	川具哉
ふるさと応援・情報推進室長	松本博史	税務課長	伊藤輝幸
防災交通課長	麻郷地聡	西春別支所長	他 田村康行
尾岱沼支所長	他 福原義人	町民課長	皆川学
福祉課長	干場みゆき	介護支援課長	高橋勇樹
保健センター兼母子センター長	干場富夫	老人保健施設事務長	竹中利哉
農政課長	小野武史	水産みどり課長	佐々木栄典
商工観光課長	田畑直樹	建築住宅課長	川畑智明
事業課長	外石昭博	上下水道課長	谷村将志

上下水道課技術長 袴 田 充 輝
学 務 課 長 他 宮 本 栄 一
生涯学習課長他 石 川 誠
監査委員事務局長 千 葉 宏
ふるさと応援・情報化推進室長代理 山 田 哲 哉
税 務 課 主 査 伊 藤 武 史

学校教育課長 池 田 卓 也
中央公民館長 新 堀 光 行
病院事務課長 小 川 信 明
上下水道課主幹 福 原 仁 史
農 政 課 主 査 寺 澤 淳 司

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実 主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

1 番 宮 越 正 人
3 番 田 村 秀 男

2 番 横 田 保 江

◎表彰状の伝達

○議会事務局長（小島 実君） おはようございます。

会議に入ります前に表彰状の伝達を行います。

このたび、根室町村議会議長会から町議会議員在職10年以上の議員に対しまして、その功績をたたえ表彰状が贈られます。

表彰状の伝達を議長から行いますので、今西議員、松壽議員、木嶋議員のお三方は御登壇願います。

（表彰状の伝達）

○議会事務局長（小島 実君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

◎議長挨拶

○議長（西原 浩君） おはようございます。

令和3年第4回定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、年末を控え公私御多忙のところ御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

ただいま、3名の議員に対し、根室町村議会議長会から議員在職10年以上の功績に対し、表彰状を伝達させていただきました。

3期目内での節目の表彰ですが、議員各位の日頃の議員活動に対して敬意を表したいと思ひますし、今後もますますの御活躍を御期待申し上げるところでございます。

昨年1月に新型コロナウイルス感染症の感染者が日本で初めて確認されてから2年が経過しようとしていますが、町民の皆さんへのワクチン接種も順調に進み、11月末に集団接種も終了いたしました。炎天下の中でも接種に従事した医療機関の皆様と、接種事務に従事した職員の皆さんに心より感謝申し上げます。

そのおかげもありまして、現在は全国で感染者が減少し、落ち着いた状況になっています。しかし、新たな変異株ウイルスの出現もあり、まだまだ予断を許さない厳しい状況と言えます。

このコロナ禍の中で、昨年から延期していた東京オリンピックが7月に開幕し、日本選手の歴代最多のメダル獲得に町民の皆さんも感動し、また、パラリンピックの多様性と協調を表現した開会式に感動と学びを感じたことと思ひます。

来年の2月には冬季北京オリンピックが中国で開催されることになり、本町出身の新濱選手や郷選手、頭角を現してきた森重選手、野々村選手の出場が予想され、その活躍を大いに期待しているところでございます。

我が国の経済も、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつも、景気は依然として不透明な状況にあると言えます。

本町においても、国の緊急経済対策や町の支援策を講じましたが、飲食業や宿泊業の落込みは未だに厳しく先が見えない状況と言えます。

加えて、太宗漁業である秋サケの極端な不漁は、地域経済にも大きな打撃を与えているところでございます。

このような状況下で、社会保障対策や産業の振興策など、様々な行政課題の解決に向け、総合計画のもと、新年度の予算編成作業が進められていることと思ひます。

議会といたしましても、行政と十分に意思疎通を図りながら、建設的な議論を行い、地

域振興施策の推進に一層努めなければならないと改めて思うところがございます。

9月定例会では第2期議会活性化計画に基づき、別海町議会基本条例を制定いたしました。

わかりやすい議会、結果を出す議会、開かれた議会、行動する議会の4つの理念を基本理念とし、これを具現化するために議員全員が邁進し、町政の健全な発展と住民の福祉の増進に寄与すべく、力を合わせて取組んでまいりたいと考えております。

本日から開会する第4回定例会については、議員各位におかれましても円滑に議事を進められ、議会本来の権限を十分に発揮し、適正で妥当な議決に至りますようお願い申し上げます。

一段と冷え込みが厳しくなり、いよいよ冬本番となってまいりましたが、議員各位には御自愛のうえ、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） それでは、会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内ではマスクの着用をお願いいたします。

ただいまから令和3年第4回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小林敏之君） はい。

それでは、報告いたします。

12月2日及び12月8日に開催いたしました議会運営委員会で、第4回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第4回定例会に町側から提出されております案件は、全部で21件であります。

内容は、令和3年度各会計補正予算が5件、条例の制定が1件、条例の一部改正が7件、工事請負契約の締結が2件、公の施設の指定管理者の指定が3件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更が1件、同意案件が1件、工事請負契約の専決処分の報告が1件であります。

これら提出案件のうち、各会計補正予算の5件と別海町下水道等事業の設置等に関する条例の制定を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において、質疑、討論・採決すべきものとし、令和3年度各会計補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し、議案第72号別海町下水道等事業の設置等に関する条例の制定については、新規条例ですので、産業建設常任委員会に付託して、慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、各会計補正予算の5件と議案第72号別海町下水道等事業の設置等に関する条例と議案第77号別海町集落排水施設設置条例の一部改正、及び議案第78号別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正の3件、議案第73号別海町ふるさと寄附条例の一部改正と議案第74号別海町ふるさと応援基金条例の一部改正の2件については、それぞれ関連がありますので一括議題といたします。

工事請負契約の専決処分の報告につきましては 報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第4回定例会の会期は、12月13日から12月17日までの5日間とし、初日には、町長提出議案の内容説明、質疑を行います。

2日目と3日目午前中まで一般質問を行い、3日目午後からと4日目は休会といたします。

3日目午後からは令和3年度各会計補正予算の審査のため、予算決算審査特別委員会を開催し、4日目は各常任委員会をそれぞれ行います。

5日目、最終日は第3回定例会で付託された令和2年度各会計決算認定を含めた付託案件の結果報告と町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員発議案件の内容説明、質疑、討論・採決等を行うことと決定いたしました。

また、第3回定例会において予算決算審査特別委員会に付託されておりました令和2年度各会計決算の認定第1号から第8号については、全議員の構成で審査しておりますので、委員長報告及び討論を省略し、採決を行うことといたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、中村議員、横田議員、外山議員、宮越議員、木嶋議員、瀧川議員の7名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき通告順に行うことといたしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民に分かりやすい簡明かつ明快な質問や答弁に配慮されますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、請願、陳情等についてであります。

請願、陳情等に係る対応については、慎重に協議いたしました。

その結果は、お手元に配付のとおりであります。

陳情等の写しは議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員発議案件であります。

現在予定されておりますのは、議員提出案件、1件であります。

内容は、「地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書」を松壽議員から提出されるもので、定例会最終日に提案することになっております。

最後に、発言の機会の付与についてですが、町長ほか職員が議長の許可により議員の質問に対して論点を明確にするためのもので、議会の議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に分かりやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議しました内容の報告とさせていただきます。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの5日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月17日までの5日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和3年、第4回の町議会定例会を招集させていただきました。議員の皆様方におかれましては、年末を控えて何かと大変お忙しい時期だったものでありますけれども、全員の御出席を賜りましたこと、感謝申し上げます。

それでは、定例会開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

師走に入りまして、本年度も本格的な降雪の時期を迎え、また、本日夜半からは雪の予報が出ておりまして、こういった状況を踏まえ、本年度の除雪体制につきましては、先月までに、個人と法人合わせて27業者と除雪業務の委託契約を締結しておりまして、町有車と民有車合わせて81台の除雪体制を整えております。

近年は、気象の変動が激しく、降雪の予測も大変難しい状況ではありますが、冬期交通の安全を確保し、町民生活、産業活動に支障を来さないように、迅速に対応してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症関連についてでございますけれども、9月30日に北海道の緊急事態宣言が解除された以降も、町民や事業者の皆様の感染防止対策への御協力によりまして、町内における新規の感染は、10月17日以降確認されておりません。

現在は、落ち着いた状況でございます。

しかしながら、議長の話にもありましたけれども、新型株オミクロン、これの脅威が町民の皆さん感じているというようなところでございますので、根室振興局と管内の各自治体が共同で年内に感染予防の啓発ポスターを制作することになっております。

また、この後の年内の行事ですけれども、12月26日、今年の1月にできなかった成人式を、コロナが落ち着いたという状況を踏まえて実施される予定になっておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に産業の動向について、御報告申し上げます。

酪農畜産の情勢でございますけれども、町内の生乳生産量は、本年1月から10月末までで、42万8,000トン、これは対前年比で102.1%、額で言いますと、446億8,000万円、これは対前年比で100.1%となっております。

しかしながら、乳量及び生産額が、このように順調に推移している中、新型コロナウイルス禍で生乳需給、これは牛乳・乳製品の需要が緩和してきまして、脱脂粉乳やバターが過剰在庫を抱える事態となっていることから、北海道では、来年度から生乳生産の抑制する方向で調整に入っております。

生乳の増産を抑制することになれば、本町の酪農家の経営に大きな影響が出るのが懸念されますことから、既に国に対しまして、北海道だけの取り組みではなく、全国的な需給調整機能の構築と、輸入品の代替えができる仕組みの構築、さらに、特に脱脂粉乳であれば、生産調整を行う前に、飢餓等の貧困国に対しまして、食糧支援として送るなどの対策を行っていただくような要請を11月、12月にかけて国の方にも動いております。

私も要請に行っていました。

本件については、今後もしっかり動向を注視しながら、全道の首長や農協などの関係機関と一丸となって対応していかなくやならないと考えております。

次に、本年度の牧草の収穫状況でございますけれども、好天に恵まれたおかげで、1番草は3日早く、2番草も8日ほど早く終了しています。

ただ、収量では、10アール当たり、1番草で2,340キログラム、2番草で1,225キログラム、合計3,565キログラムということで、これは平年と比べると97.6%の収量となっております。

牧草はこういう状況でしたけれども、飼料用のトウモロコシの収量は、10アール当たり、露地栽培で、6,184キログラム、平年比114.7%と増収となっております。

なお、生乳生産農家戸数ですけれども、本年10戸が離脱しまして、2戸が新規参入したことから、12月現在では614戸となっております。

次に、菊と緑の会についてでございます。

38回目となります菊と緑の会は、今年も友好都市である枚方市に御協力をいただきまして、11月5日から11月8日までの日程で、女性6名、男性7名参加のもと、開催いたしました。

最終日のマッチングでは、4組のカップルが誕生しまして、現在も順調にお付き合いが続いているということでございますので、今後、交際が深まることを期待し、温かく見守っていきたいと考えております。

続いて、水産業の状況です。

本年の本町の太宗漁業であります秋サケ定置網漁は、11月13日で操業を終えました。

漁獲数量は、野付漁協が対前年比107%、数量で933トン、別海漁協が対前年比73%、数量で216トン、町全体の漁獲量としましては、99%、1,149トン、金額で言いますと、対前年比110%の9億5,187万円で、これは前年度は記録的な不漁であって、しかしそれとほぼ同程度の水揚げであったということでございます。

本町の重要な水産資源である秋サケの漁獲量の早期回復を、切に願っているところでございます。

原因究明も大変重要な課題であるというふうに考えております。

また、10月22日から11月16日まで操業されました秋のホッカイシマエビ漁は、漁獲数量で対前年比70%、数量で10.5トンです。

金額では対前年比98%の5,140万円で、昨年を若干下回る結果でございますけれども、本年1年間の実績では、漁獲数量は対前年比で104%、26.7トン、金額では対前年比114%の1億2,070万円となっております。

価格は前年度より少し高かったという状況でございます。

なお、11月末まで現在の両漁協の総水揚げ状況につきましては、数量で対前年比127%の2万5,777トン、金額で言いますと149%の71億5,363万円となり、新型コロナや秋サケ不漁の影響もありましたが、ホタテを含む貝類の水揚げが好調であったために、前年を上回る結果となることができました。

12月2日からは、冬期のホタテ漁が始まっておりますけれども、これからの歳末商戦を控えて、さらに価格動向には大いに期待しているところでございます。

次に、商工業についてです。

11月末現在の主な中小企業振興事業の実施状況は、開業支援・経営拡大助成等を目的とした起業家支援事業ですけれども、これが9件となりまして前年と比較して3件ほど増えております。

また、町内建築業者の受注機会確保を目的とした地域貢献中小企業支援事業、これは26件ということで、これは対前年と比較しますと5件ほど下回っております。

次に、商店街活性化を目的としたにぎわい商店街創造事業は、これは9件の申請があります。今年度も昨年度同様に、新型コロナウイルス感染症対策事業として制度内容を拡充はしたんですけれども、昨年度と比較して8件の減となっております。

次に観光ですけれども、10月末までの観光客の入込み状況は、全体で12万9,861人、これは前年と比べまして3,725人ほど減っております。

ネイチャーセンターでは、前年同月の比較として3,446人減少ということで、道の駅では、893人の減少ということになっております。

要因は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が行楽シーズンに発出されたことで、人流が抑制されたことによるものと推測されております。

今後は、べっかい宿泊割をはじめとする、どうみん割やGOTOトラベルを利用した観光客の入込みに期待を寄せているところでございます。

次に、令和3年度別海町優良勤労者表彰でございますけれども、11月29日に表彰式を開催しまして、長年にわたり勤労に励まれました7名の方を表彰させていただきました。

この表彰により、表彰者、その事業所のみならず、町全体の産業のさらなる振興発展につながることを期待しております。

産業の動向については以上でございます。

続いて、ふるさと納税についてです。

今年度堅調に推移しておりますふるさと納税でございますけれども、9月定例会で増額補正しましたふるさと応援寄附金額を既に超えている状況でございます。

急増する寄付者のニーズに対して、これまで返礼品の確保に御協力をいただきました各種の生産者、また、加工業者の皆様方大変感謝を申し上げますとともに、この年末及び来年以降の返礼品の確保に向けましても、一層の御協力をお願い申し上げます。

次に、西春別駅前歯科診療所の歯科医師の状況についてでございます。

診療所長の退任に伴いまして、令和2年8月から診療を休止しておりました西春別駅前歯科診療所について、この間、ホームページや釧路歯科医師会等を通じて、後任の歯科医師の募集を行ってきたところでございますけれども、本年9月下旬に、関東地方の歯科医院に勤務する歯科医師から応募に関する問合せがございまして、10月には本人が来町され、診療所の施設を見学し、その運営についての話し合いを行いました。

当該医師は、地域医療に大変強い関心をお持ちで、現在の勤務先との契約期間が満了となります令和4年3月末日以降は、本町に移住されて西春別駅前歯科診療所での診療を望まれております。

来町された際には、実際に施設を視察いただき、運営形態等について確認をされた上で、応募の意思を確認することができたことから正式に応募を受理し、現在、歯科診療所の再開に向け準備を進めているところでございます。

本定例会に提出する補正予算には、歯科診療所の再開に向けた診療所及び医師住宅の設備の入替えや経年劣化による施設の補修等環境整備に必要な経費について計上させていただいておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、日米共同訓練についてでございます。

矢臼別演習場における日米共同訓練は12月5日から行われ、事故やトラブルもなく、12月9日に無事に終了いたしました。

今回、矢臼別演習場で初めてオスプレイを使用した訓練が行われることもありまして、私自身も現地に出ていきまして、様子を視察してまいりました。

また、実施期間中は現地に職員を待機させまして、情報収集に努めたところでございます。

オスプレイは、12月6日の13時15分頃、12月7日の8時50分頃及び13時40分頃の計3回、矢臼別演習場に飛来したことを確認しております。

申し上げたとおり、事故やトラブルはありませんでしたが、飛行経路の情報は提供されず、見えぬ不安を抱かれた住民の方々もおられることと思われまことから、今後も引き続き、北海道防衛局を通じ、徹底した安全策をはじめ地域住民の気持ちに寄り添った訓練となるよう、周辺自治体と協力をして要請してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が19件、同意が1件、報告が1件でございます。

議案第67号から議案第71号までの5件は、令和3年度各会計補正予算です。

議案第67号令和3年度一般会計補正予算で、主な内容ですが、コロナ禍の影響を含む執行残の減額精査の一方で、除雪経費、燃料費の増額のほか、特防調整交付金の増額交付による地域医療体制維持確保事業や、ふるさと応援制度推進事業、新型コロナウイルスワクチン追加接種事業、子育て世帯に5万円を給付する臨時特別給付金事業、水産系副産物再資源化施設ホタテウロ焼却処分事業、イーストタウン寿団地2号棟及びグリーンハイツ長寿命化事業などの増額により、20億8,640万円を増額補正するものです。

次に、議案第68号令和3年度下水道事業特別会計補正予算は、主に執行残の精査により、1,010万円を減額補正するものです。

議案第69号令和3年度介護サービス事業特別会計補正予算は、職員等人件費を含む支出見込額の精査による減額がある一方で、新型コロナウイルス感染防止に係る消耗品の購入や施設に係る燃料費の増額により、80万円を増額補正するものです。

次に、議案第70号町立別海病院事業会計補正予算は、感染性廃棄物処理、病理等検査に係る委託料等の増額がある一方で、給与費の精査による減額により、収益的支出で439万8,000円を減額補正するものであります。

議案第71号水道事業会計補正予算は、収益的支出の営業費用で、職員等人件費を含む支出見込額の精査による増額の一方で、収益的支出の営業外費用で、課税仕入れの増額に伴う消費税納付額の減額見込みにより、810万円を減額補正するものです。

また、資本的収入で企業債を1,120万円増額し、資本的支出の建設改良費では、国営環境保全型かんがい排水事業別海西部地区完了負担金、農業水路等長寿命化事業負担金の増額見込みにより、9,318万4,000円を増額補正するものです。

次に、議案第72号別海町下水道等事業の設置等に関する条例の制定は、令和4年4月1日から、本町における下水道等事業について、地方公営企業法を適用した運用を行うため、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第73号別海町ふるさと寄附条例の一部改正については、町の施策として、ふるさと納税の推進を強化し、多くの寄附が期待できる状況の中、本条例で規定する寄附目的の事業区分に、子ども子育てや教育、健康や医療の充実、移住定住策などの地方創生に関する項目がないことなどから、寄附者が選択しやすく、意向範囲を広げる事業となるよう所要の改正を行おうとするものです。

議案第74号別海町ふるさと応援基金条例の一部改正については、ふるさと寄附の原資について、先ほど説明しました別海町ふるさと寄附条例の子ども子育てや教育、健康や医療の充実などに関する事業区分に係る指定寄附金について、基金へ積立てることについて及び指定する事業の財源として充てることについて、所要の改正を行うものです。

議案第75号別海町国民健康保険税条例の一部改正については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、これの公布に伴い、未就学時の子供に係る国民健康保険税被保険者均等割額について、その5割を減額し、その減額

相当額を公費で支援する制度が創設されたことにより、所要の改正を行うものであります。

議案第76号別海町国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令などの一部改正に伴い、産科医療補償制度が見直しされたこと等を踏まえ、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額を維持するため、所要の改正を行うものです。

議案第77号別海町集落排水施設設置条例の一部改正及び議案第78号別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正については、議案第72号別海町下水道等事業の設置等に関する条例の新規制定に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第79号別海町水洗便所改造資金融資条例の一部改正については、現在も水洗化となっていない建物があることから、この状況の解消に向けた取組を推進するため、資金の融資条件の見直しなど、所要の改正を行うものです。

議案第80号及び議案第81号工事請負契約の締結についての2件は、12月2日に入札を行った工事のうち、予定価格が5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第82号から議案第84号までの3件は、公の施設に係る指定管理者の指定についてです。

令和4年3月31日をもって指定管理が満了する、別海町地域情報通信施設、別海町営畜牛育成牧場、別海町ふれあいランドの3件について、令和4年4月からも、引き続き指定管理者による指定管理とするため、議会の議決を求めるものであります。

議案第85号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、尾岱沼辺地について、公共的施設整備の計画の事業費を変更しようとするものです。

同意第1号は、別海町教育委員会委員の任命についてです。

本町では、4名の方を教育委員会委員に任命しておりますが、令和3年12月21日をもって1名の方が任期満了を迎えることから、新たな教育委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

最後に、報告第22号の専決処分の報告については、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ専決処分を行ったことから、その内容について、議会に報告をするものであります。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第73号から議案第85号及び同意第1号までの14件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第73号から議案第85号及び同意第1号までの14件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第67号から日程第11 議案第71号

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第67号令和3年度別海町一般会計補正予算（第6号）、日程第8 議案第68号令和3年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第9 議案第69号令和3年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、日程第10 議案第70号令和3年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）、日程第11 議案第71号令和3年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）の5件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

これらの5件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは、初めに、議案第67号令和3年度別海町一般会計補正予算（第6号）の説明を求めます。

○財政課長（>川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（>川具哉君） はい。

議案第67号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和3年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度別海町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度別海町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億8,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221億2,970万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1款町税、1項と3項で6,022万9,000円の増。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で271万円の減。

14款使用料及び手数料、1項と2項で362万1,000円の減。

15款国庫支出金、1項から3項で4億3,481万4,000円の増。

16款道支出金、1項から3項で80万5,000円の減。

17款財産収入、1項で140万1,000円の増。

18款寄附金、1項で14億円の増。

19款繰入金、1項で1億1,318万3,000円の減。

21款諸収入、4項と5項で9,527万5,000円の増。

22款町債、1項で2億1,500万円の増。

歳入合計で20億8,640万円の追加です。

次に、3ページにお進みください。

歳出です。

1款議会費、1項で74万8,000円の減。

2款総務費、1項と2項及び4項と6項で16億2,078万4,000円の増。

3款民生費、1項と2項で8,516万8,000円の増。

4款衛生費、1項と2項で8,372万8,000円の増。

6款農林水産業費、1項から4項で2,255万7,000円の増。

8款土木費、2項から4項で3億5,271万4,000円の増。

9款消防費、1項で593万2,000円の減。

10款教育費、1項から次ページにわたり6項で546万8,000円の増。

4ページをお開きください。

12款公債費、1項で433万9,000円の減。

13款給与費、1項で7,300万円の減。

歳出合計で20億8,640万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億2,970万円とするものです。

5ページにお進みください。

第2表、繰越明許費で、4件を設定するものです。

まず、1件目。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン追加接種事業は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種について、実施期間を12月下旬から令和4年7月までと予定しており、年度内に終了しない見込みのため、金額を8,061万3,000円として繰越明許費を設定するものです。

8款土木費、4項住宅費、公営住宅等整備事業は、グリーンハイツ及びイーストタウン寿団地2号棟長寿命化改修工事に係る経費について、工期を翌年度までと予定しており年度内に完成しない見込みのため、金額を2億5,484万3,000円として設定するものです。

13款給与費、1項給与費の職員経費及び会計年度任用職員経費の2件については、1件目の新型コロナウイルスワクチン追加接種事業と同様の理由により、それぞれ、金額を560万円及び210万円として設定するものです。

次に、第3表、債務負担行為補正で、3件を追加するものです。

まず、1件目。

大家畜特別支援資金利子補給補助金は、経営の安定などを目的とした借換資金に対して、北海道と町が一定の割合で利子補給を行うもので、期間は令和4年度から令和28年度までの25年間、限度額を51万6,000円とするものです。

以下、公の施設に係る指定管理者に対する委託料2件につきましては、別の議案として提出させていただいておりますが、令和3年度で指定管理期間が満了する公の施設について、翌年度以降も引き続き指定管理を予定するに当たり、必要となる指定管理委託料の債務負担行為となります。

別海町地域情報通信施設は、期間を令和4年度、限度額を275万9,000円、別海町ふれあいランドは、期間を令和4年度から令和8年度までの5年間、限度額を2,400万円とするものです。

6ページをお開きください。

次に、第4表、地方債補正で、18件の変更です。

事業費の確定見込みに伴う借入限度額の減額が主な内容となりますので、1件ごとの説明は省略させていただき、限度額が増額となるもののみ説明させていただきます。

2段目の大成55線地区基盤整備促進事業から6段目の光進北地区基盤整備促進事業の5事業については、町が事業主体の農道関連事業ですが、事業内調整による増減などにより、4段目の北栄西地区基盤整備促進事業は、限度額3,570万円から3,650万円に、5段目の根室中部7号支線地区基盤整備促進事業は、1,860万円から1,960万円に、6段目の光進北地区基盤整備促進事業は、1,700万円から1,730万円に、それぞれ増額変更するものです。

8段目の漁港整備事業は、漁協等の要望により尾岱沼漁港及び別海漁港の改修工事計画に変更が生じたため、限度額2,190万円から2,460万円に増額するものです。

下から5段目、公営住宅等整備事業は、グリーンハイツ及びイーストタウン寿団地2号棟長寿命化改修事業の借入予定により、限度額2,620万円から2億6,290万円に増額変更するものです。

なお、変更する18事業の起債の方法、利率、償還の方法については、変更はありません。

一番下段、合計になりますが、補正前の限度額15億6,665万6,000円に2億1,500万円を追加し、補正後の限度額を17億8,165万6,000円とするものです。

続いて、7ページから62ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は、全て省略させていただき、63ページの補正予算給与費明細書をお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、特別職で、下段の比較の欄で説明いたします。

はじめに、長等は、共済費で2万7,000円の減。

その他の特別職は、職員数が17人の減、報酬で174万5,000円の減とするものです。

比較の合計ですが、職員数で17人の減、報酬で174万5,000円の減、給与費の合計で174万5,000円の減、共済費で2万7,000円の減、全合計で、177万2,000円の減となるものです。

64ページをお開きください。

2の一般職、(1)総括で、こちらも比較の欄で説明いたします。

職員数は10人の減で、上段の括弧内には、再任用の短時間勤務職員とパートタイム会計年度任用職員を合計した人数を外数で記載しており、3人の増です。

給与費のうち、報酬は844万2,000円の減、給料は3,700万円の減、職員手当は827万8,000円の減、給与費の合計では5,372万円の減、共済費は1,833万8,000円の減、合計で7,205万8,000円の減となるものです。

下の表、職員手当の内訳は、各種手当の増減内容となっております。

65ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員、66ページのイ、会計年度任用職員、

続く67ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細、及び68ページから70ページまでの(3)給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第67号一般会計補正予算(第6号)の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第68号令和3年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の説明を求めます。

○上下水道課長(谷村将志君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 上下水道課長。

○上下水道課長(谷村将志君) はい。

議案第68号の内容を説明いたします。

別冊の令和3年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,010万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,870万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1款分担金及び負担金、1項で9万2,000円の減。

4款繰入金、1項で1,007万5,000円の減。

5款繰越金、1項で6万7,000円の増。

歳入合計で1,010万円の減額です。

次に、3ページを御覧ください。

1款総務費、1項で326万1,000円の減。

2款下水道施設費、1項で379万6,000円の減。

3款集落排水施設費、1項と2項で274万4,000円の減。

4款公債費、1項で133万4,000円の増。

5款給与費、1項で163万3,000円の減。

歳出合計で1,010万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,870万円とするものです。

次の4ページ及び5ページから14ページにかけての歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略いたします。

15ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、一般職、(1)総括で、上の表の下段、比較の欄で御説明いたします。

職員数の増減はございません。

給料73万2,000円の減、職員手当84万8,000円の減、給与費計で158万円の減、共済費5万3,000円の減、合計で163万3,000円の減となるものです。

下の表の職員手当の内訳につきましては、手当ごとの増減の内容となっております。

下の(2)給料及び職員手当の増減額の明細、及び16ページの(3)給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第68号下水道事業特別会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 次に、議案第69号令和3年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の説明を求めます。

○老人保健施設事務長(竹中利哉君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長(竹中利哉君) はい。

議案第69号の内容について説明いたします。

別冊の令和3年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和3年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,350万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

最初に、歳入です。

3款国庫支出金、1項で6万円の増。

4款道支出金、1項で5万5,000円の増。

5款財産収入、1項で13万4,000円の減。

6款繰入金、1項で71万7,000円の増。

7款繰越金、1項で10万2,000円の増。

歳入合計で80万円の追加です。

次に、歳出です。

1款介護サービス事業費、1項で341万5,000円の増。

3款給与費、1項で261万5,000円の減。

歳出合計で80万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,350万円とするものです。

3ページから10ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

続いて、11ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、(1)総括です。

下段の比較の欄で説明いたします。

職員数の増減はございません。

給与費のうち、報酬は68万円の減、給料は8,000円の増、職員手当は93万6,000円の減で、給与費合計160万8,000円の減、共済費は102万7,000円の減、合計で263万5,000円の減となります。

下の表、職員手当の内訳は、各種手当の増減の内容となっております。

続いて12ページ、ア、会計年度任用職員以外の補正予算給与費明細書、13ページ、イ、会計年度任用職員の補正予算給与費明細書、続きまして14ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細、15ページから17ページの(3)給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第69号の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 次に、議案第70号令和3年度町立別海病院事業会計補正予算(第1号)の説明を求めます。

○病院事務課長(小川信明君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 病院事務課長。

○病院事務課長(小川信明君) はい。

議案第70号の内容説明をいたします。

別冊の町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。

令和3年度町立別海病院事業会計補正予算(第1号)。

第1条、総則。

令和3年度町立別海病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出の1款病院事業費用、1項で439万8,000円を減額し、合計で24億8,044万1,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号、職員給与費、1,680万3,000円を減額し、12億5,180万9,000円とする。

3ページから6ページの補正予算実施計画及び補正予算実施計画説明書の説明は省略いたします。

7ページをお開き願います。

令和3年度町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

下から3行目、資本増減額の見込みで2億432万9,000円の減額となり、最下段、資金期末残高で9,336万円となる予定です。

続きまして、8ページとなります。

補正予算給与費明細書です。

1、総括、下段の比較の合計欄で説明いたします。

職員数、一般職で2人の減。括弧内は、再任用短時間勤務職員及び1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い職員の人数を外数で示しており、6人の増です。

給料910万円の減、手当355万円の減、給与費計で1,265万円の減、法定福利費415万3,000円の減、合計で1,680万3,000円の減となります。

以下、手当の内訳から12ページまでの説明は省略いたします。

続きまして、13ページを御覧ください。

令和3年度 町立別海病院事業予定損益計算書です。

右下、下から3行目を御覧ください。

当年度純損失の見込み、2億767万1,000円となる見込みで、一番下の当年度未処理欠損金が、26億2,404万6,000円となる見込みです。

14ページの令和3年度町立別海病院事業予定貸借対照表と、15ページの注記表の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第70号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第71号令和3年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○上下水道課長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（谷村将志君） はい。

議案第71号の内容説明をいたします。

別冊の令和3年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

令和3年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的支出です。

1款水道事業費用、1項と2項で810万円を減額し、8億6,043万5,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億347万3,000円は、減債積立金2億1,434万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,499万円、過年度分損益勘定留保資金2億4,414万3,000円で補てんするものとする。）

資本的収入です。

1款資本的収入、1項で1,120万円を増額し、1億9,705万4,000円とするものです。

次に、資本的支出です。

1款資本的支出、1項で9,318万4,000円を増額し、7億52万7,000円とするものです。

2ページをお開きください。

第4条、企業債。

予算第5条で定めた起債の限度額を次のように改める。

変更です。

起債の目的、農業水路等長寿命化事業で、これは追加採択による増額追加となります。限度額2,710万円に1,120万円を追加し、3,830万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がありませんので、説明を省略いたします。

合計で補正前の限度額1億7,160万円に1,120万円を追加し、補正後の限度額を1億8,280万円とするものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号、職員給与費、5,849万4,000円に34万3,000を増額し、5,883万7,000円とするものです。

3ページから5ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。

令和3年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

8,341万5,000円の減額となり、最下段の資金期末残高27億9,078万3,000円となる予定です。

次に、7ページを御覧ください。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。

上の表の下段、比較の合計欄で御説明させていただきます。

職員数及び給与費の報酬、給料に増減はございません。

手当32万8,000円の増、給与費計で32万8,000円の増、法定福利費1万5,000円の増、合計で34万3,000円の増となります。

以下、手当の内訳から11ページまでの説明は省略させていただきます。

続いて12ページをお開きください。

令和3年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から4行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

1億6,050万9,000円となる予定です。

次の13ページ、令和3年度別海町水道事業予定貸借対照表と、14ページの注記表の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第71号水道事業会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第67号から議案第71号までの令和3年度別海町各会計補正予算の5件について内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和3年度別海町各会計補正予算の5件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号から議案第71号までの5件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第12 議案第72号から日程第14 議案第78号

○議長(西原 浩君) 日程第12 議案第72号別海町下水道等事業の設置等に関する条例の制定について、日程第13 議案第77号別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14 議案第78号別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

それでは、初めに、議案第72号別海町下水道等事業の設置等に関する条例の制定についての説明を求めます。

○建設水道部長(伊藤一成君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 建設水道部長。

○建設水道部長(伊藤一成君) はい。

議案第72号の別海町下水道等事業の設置等に関する条例の制定について、説明をさせていただきます。

議案書の6ページをお開き願います。

本議案は、今日の下水道事業を取り巻く経営環境が、人口減少に伴うサービス需要及び料金収入の減少、施設等の老朽化に伴い更新需要の増大等により急速に厳しさを増していく傾向にあります。

将来にわたり安定的にサービスを提供していくためには、公営企業会計を適用することにより、資産を含む経営状況を的確に把握したうえで、中長期的な経営戦略の策定を通じて経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められています。

このような状況の中、国からは平成27年、平成31年の2度にわたり、下水道事業の公営企業化に向けたロードマップが示され、公営企業法適用の要請を各自治体に行っています。

これを受け、本町の下水道事業について特別会計から公営企業会計へ移行することとし、令和4年4月1日からの施行を目指し、新たに条例を制定するものです。

議案の朗読は省略させていただきます、議案資料で説明させていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

第1条、下水道等事業の設置につきましては、下水道事業を設置する目的について規

定しており、公衆衛生の向上、併せて公共用水域の水質の保全に資するものとしているものです。

第2条、法の財務規定等の適用については、公営企業法は公営企業のうち、特定の事業のみ適用されます。法律上当然に適用される場合の当然適用と、地方公共団体の自主的な決定によって適用される場合の任意適用があります。

また、地方公営企業法の全部を適用する場合の全部適用と、財務や会計に関する規程第3条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで、附則第2項及び第3項のみを適用する財務適用があります。

地方公営企業法が当然適用される事業と病院事業以外の事業で、主として事業の経費を事業の経営に伴う収入をもって充てる事業については、条例で定めるところにより地方公営企業法の全部または一部、財務規定等を適用することができるとされています。

したがって、別海町の下水道等事業は、任意適用であり、財務適用とすることを規定しております。

2ページにお進みいただきまして、第3条、経営の基本については、下水道等事業の経営に関する基本的事項として、経営の原則と事業規模を規定しています。

第1項では、地方公営企業法第3条に規定されている、経営の基本原則を引用しています。

第2項から第3項は、別海町の下水道等事業の事業範囲を規定しています。別海町の下水道等の事業範囲は、下水道法の規定により定められた事業計画にある区域、計画人口及び計画汚水量とすることとしています。

第4条、重要な資産の取得及び処分については、別海町の下水道等事業における重要な資産の取得及び処分について、予算で定めるべき内容を明らかにしています。

公営企業法第33条第2項では、地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分について規定されています。

資産の種類及び金額については、地方公営企業法施行令第26条の3で基準が定められており、資産の種類は、不動産若しくは動産のうち、土地については市町村が1件5,000平方メートル以上のもの、金額は、町村については700万円以上の基準となっています。

3ページをお開き下さい。

この基準をもとに、重要な資産の取得及び処分のうち、予算で定めるべき内容を条例で定めるものです。

第5条、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等については、負担付きの寄附や贈与を受ける際に別海町議会の議決が必要となる要件を定めています。

地方公営企業法第40条第2項では、条例で定めるものを除き、負担付き寄附または、贈与を受けること、町が当事者である審査請求その他不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、町議会の議決は不要であることが規定されています。

しかし、係争金額の多額なもの等重要な事案に関しては、町議会の議決が必要であるため、議決すべき事項として規定するもので、負担付きの寄附または贈与の受領については、金額またはその目的物の価額を100万円以上とし、町の義務に属する損害賠償の金額を100万円以上と規定するものです。

4ページにお進みください。

第6条、業務状況説明書類の提出については、下水道事業の業務状況説明書類の作成について規定しています。

地方公営企業法第40条の2第1項では、地方公営企業である下水道等事業の管理者は、条例に基づき、毎事業年度に少なくとも2回以上業務状況説明書類を作成し、町長へ提出しなければならないと規定されています。また、町長はこれを遅滞なく公表することと規定されています。

第1項は、業務状況説明書類の作成時期について定めており、4月1日から9月30日までの業務状況説明書類は11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類は翌年5月31日までに作成しなければならないとしています。

第2項は、業務状況説明書類に記載すべき事項は、事業の概要と経理の状況のほか、下水道等事業の経営状況を明らかにするために必要であると町長が認める事項と規定しています。そのほか、11月30日までに作成する業務状況説明書類では、前年度の決算の状況を明らかにしなければなりません。また、翌年5月31日までに作成する業務状況説明書類では、当該事業年度の予算の概要と経営方針を明らかにすることとしています。

第3項では、地震や台風等の天災、その他やむを得ない事故が発生し、業務状況説明書類の作成が期日に間に合わなかった場合について規定しており、その場合、町長は速やかに業務状況説明書類を作成しなければならないとしています。

5ページをお開き下さい。

附則は、この条例の施行期日のほか、この条例の施行の際に必要な事項を規定しております。

第1項は、この条例の施行期日を定めており、効力が発生する日を令和4年4月1日とすることを定めています。

第2項第1号及び第2号は、この条例の施行に併せて、「別海町下水道事業特別会計条例」及び「別海町下水道設置条例」は不要のため、廃止する旨を規定しています。

8ページをお開き下さい。

5ページから8ページまでの別表第1から別表第4は、第3条第2項及び第3項に規定している別海町の下水道等事業の事業範囲の詳細を定めている表になります。

別表第1は、公共下水道事業の排水区の名称、区域及び計画人口、別表第2では、公共下水道事業の処理施設の名称、位置、処理方式及び処理能力になります。

別表第3は、集落排水事業の排水施設の名称、計画排水区域及び計画人口となり、別表第4では、集落排水事業の排水施設の位置、処理方式及び処理能力になります。

各別表の内容説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第72号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第77号別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第78号別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を求めます。

○上下水道課長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（谷村将志君） はい。

それでは、私からは、議案第77号別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例

の制定について、議案第78号別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容について説明をさせていただきます。

初めに、議案第77号の説明をさせていただきます。

議案書の19ページをお開きください。

本条例の改正目的ですが、議案第72号において説明のありました、本町の下水道事業について、特別会計から公営企業会計へ移行し、新たに「別海町下水道等事業の設置等に関する条例」の制定に伴い、関係する条例について整理等を行う必要が生じたことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、議案の朗読を省略し、議案資料により御説明させていただきます。

議案資料の34ページをお開きください。

条例の一部を改正する新旧対照表となります。

右側が改正前、左側が改正後、下線部分が今回改正する箇所となります。

まず、本条例の題名ですが、本条例中、設置に関する条項については、「別海町下水道等事業の設置等に関する条例」に統合し整理を行ったため、題名から「設置」の表記を削除し、改正後の題名を「別海町集落排水施設条例」とするものです。

続きまして、改正前の第1条「設置」については、改正後には「趣旨」へ改め、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、集落排水施設の管理について、必要な事項を定めるとの条文へ改めようとするものです。

次に、改正前の第2条「名称、計画排水区域及び計画人口」については、「別海町下水道等事業の設置等に関する条例」へ統合したため、削除しようとするものです。

次に、改正前の第3条を改正後は第2条とし、以降、改正前の第4条から第16条までを改正後において1条ずつ繰り上げるものです。

続いて38ページをお開きください。

最後の行になりますが、附則としまして「この条例は、令和4年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第77号の内容説明を終わります。

引き続きまして、議案第78号別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をいたします。

議案の20ページをお開きください。

こちらも、議案第72号、議案第77号と同様に、本町の下水道事業を特別会計から公営企業会計へ移行し、新たに「別海町下水道等事業の設置等に関する条例」の制定に伴い、関係する条例について整理等を行う必要が生じることから、本条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、議案の朗読を省略し、議案資料により御説明させていただきます。

議案資料の39ページをお開きください。

条例の一部を改正する新旧対照表となります。

右側が改正前、左側が改正後、下線部分が今回改正する箇所となります。

初めに、本条例の題名ですが、現在、企業会計の別海町水道事業、町立別海病院事業に、新たに下水道等事業を加える必要があることから、題名中、「別海町水道事業」の次に「別海町下水道等事業」を加え、改正後の題名を「別海町水道事業、別海町下水道等

事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例」としております。

次に、第1条では、企業会計における剰余金処分及び欠損の処理の目的について規定されている条項に、新たに「別海町下水道事業」を加える必要があるため、改正後において、「別海町水道事業」の次に「別海町下水道等事業」を加えております。

次に、第2条第1項の利益の処分等の条項におきましても、先ほどの第1条と同様に、新たに「別海町下水道等事業」を加える必要があるため、改正後の「別海町水道事業」の次に「別海町下水道等事業」を加えております。

続きまして40ページを御覧ください。

第2条第2項は、下水道事業の公営企業法適用に併せて、毎事業年度に生じた補填残額の処分における、新たな処分方法として、これまでの「利益積立金」ほかに、「建設改良積立金」を設けて整理を行うため、「利益積立金」の次に「又は建設改良積立金」を加えるものです。

また、第3項は、積立金の名称と積立目的を規定している条項ですが、3号としまして、「(3) 建設改良積立金 建設改良工事の費用に充てる目的」を加えるものです。

続いて第5項では、自己資本金への組み入れ方法として、これまでの減債積立金の使用のほかに、新たに「建設改良積立金」を使用した際の文言を設けるため、3行目中ほどの「金額を」の文言の次に、「建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した建設改良積立金の額に相当する金額を」の文言を加えるものです。

最後の行になりますが、附則としまして「この条例は、令和4年4月1日から適用する。」とするものです。

以上で、議案第78号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第72号及び議案第77号、議案第78号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ただいま議題となりました議案第72号別海町下水道等事業の設置等に関する条例の制定の件は、産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第73号から日程第16 議案第74号

○議長（西原 浩君） 日程第13 議案第73号別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14 議案第74号別海町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第73号別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第74号別海町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についての2件は、関連がありますので、一括して内容の方を説明いたします。

議案書の12ページをお開きください。

別海町ふるさと寄附条例の改正について、その発生源・経緯でございますけれども、本年度から町の施策といたしまして、ふるさと納税制度の推進を強化しその成果によって多くの寄附が期待されているところであります。

このような中、現在、本条例で規定する寄附者が使途を指定できる目的の事業には、子ども子育てや教育、また、健康や医療、そして、移住定住等に関する事業がございません。

本条例が制定されてから10年以上が経過し、時代の変化に伴い、町に求められる重要施策も拡充している中、寄附者の寄附目的、意向の範囲を広げたいとすることはもとより、寄附を財源とした町のサービスを受ける住民の範囲を広げたいとする理由により、第2条各号を改正したいとするものです。

もう1点は、現行規定では、当該寄附金を積み立てる際には、ふるさと応援基金のほかに、寄附の目的によって他の基金に積立てる規定となっております。

寄附額が増え積立額も多額になり、ふるさと応援寄附による積立額と使途の明確化、こちらがより一層求められる中、複数の基金に積立てる現行規定では、わかりにくくなる部分もありますため、ふるさと応援寄附金を原資とした積立ては、他の基金を含めず、ふるさと応援基金で管理し、わかりやすくしたいとする理由により、第3条第1項を改正したいとするものです。

続いて、14ページをお開きください。

こちらは、別海町ふるさと応援基金条例の改正になります。

先ほど説明いたしましたとおり、ふるさと応援寄附金を原資とした積立ては、全てふるさと応援基金で管理したいとする議案第73号の改正に併せ、整理・改正しようとするものです。

それでは、各改正項目の説明をいたしますが、議案第73号及び議案第74号ともに議案本文の朗読は省略いたしまして、議案資料により説明いたします。

議案資料の9ページをお開きください。

別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後になります。

改正内容ですが、改正前第2条の各号を、改正後の第2条の各号に改めます。

解釈としましては、改正前の事業の区分から省くものはなく、追加する内容となっております。

まず、改正前第1号に、「移住定住の推進等」を加え、改正後において、「協働のまちづくりによる交流、移住定住の推進等、地方創生に資する事業」としております。

第2号は変更なく、改正後の第3号及び第4号に、これまで規定のなかった「子ども子育ての支援及び教育の充実に資する事業」、そして、「健康や医療の充実に資する事業」を新たに加えております。

次に、改正前第3号から第5号までの、「新エネルギー」や「自然環境・景観」、「豊

かで清らかな川づくり」に関しましては、大項目と具体性のある事業の並列となっておりますため、寄附者が迷わず選択しやすいように、改正後の第5号において、「脱炭素の推進をはじめとする自然環境や地域景観の保全に資する事業」として、まとめております。

続いて、改正前第6号の「酪農・水産及び商工観光等の振興発展に資する事業」には、改正後の第6号において、新たに「地場産品等による商品開発」を加えております。

また、改正前第7号及び8号の「スポーツ、芸術文化の振興」を、改正後の第7号において、「スポーツ、芸術文化の振興発展等、生涯学習の推進に資する事業」としてまとめ、そして、改正後の8号に、寄附者の選択肢にない場合に備え「その他まちづくりのために必要な事業」を加えるものです。

10ページにお進みください。

次に、寄附金の管理運用に関する改正です。

改正前の第3条各号では、改正前第2条の1号から4号までの事業に寄せられた寄附は「ふるさと応援基金」に、第5号に寄せられた寄附は「清流保全基金」に、第6号に寄せられた寄附は「産業振興基金」に、第7号に寄せられた寄附は「スポーツ振興基金」に、第8号に寄せられた寄附は「生涯学習振興基金」において管理・運用する規定を、改正後においては、全て「別海町ふるさと応援基金条例に基づく別海町ふるさと応援基金」で管理・運用する規定に改正したいとするものです。

次に、附則の第1項、施行期日は、「この条例は、公布の日から施行する。」とし、第2項、適用区分では、「この条例による改正後の別海町ふるさと寄附条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に寄附の申出を受け付けた寄附金について適用し、施行日前に寄附の申出を受け付けた寄附金については、なお従前の例による。」とするものです。

11ページをお開きください。

こちらは、別海町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

同じく、表の右側が改正前、左側が改正後となります。

改正前の第2条及び第6条における寄附条例第2条の次、第1号から第4号までを改正後において各号に改めるものですが、こちらは、先ほど説明いたしました、ふるさと寄附条例に基づいた寄附によるものは、全てふるさと応援基金で管理・運用したいとした、寄附条例の一部改正案により、整理・改正するものです。

附則といたしまして、こちらは、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第73号及び74号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第73号及び議案第74号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第17 議案第75号

○議長（西原 浩君） 日程第17 議案第75号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○税務課長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（伊藤輝幸君） はい。

議案第75号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明いたします。

本案は、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税の改正部分は令和4年4月1日から施行されることに伴い、本町の国民健康保険税におきましても、法律等に準じた条例改正を行うものです。

なお、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の概要は、令和2年12月15日に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針について」などを踏まえ、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直して、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するため、所要の改正が行われたものです。

この中で、国民健康保険税においては子供に係る保険税の均等割額の減額措置の導入が行われ、その減額相当額を公費で負担する制度を創設するとされており、今回の条例改正の主要な事項となっております。

具体的には、未就学児に係る被保険者均等割額について、その5割を公費により軽減しようとするものです。なお、公費負担割合は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となります。

議案書では、15ページから17ページになりますが、改正条文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料によりご説明いたします。

議案資料の12ページをお開き願います。

12ページから27ページが本改正案の新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後となります。

28ページは附則となっております。

それでは29ページにお進みください。

改正内容を改正条例制定説明資料により、御説明いたします。

まず、改正要旨です。

令和4年1月1日施行の「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、子ども（未就学児）に係る国民健康保険税被保険者均等割額について、その5割を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が創設されたことにより、所要の見直しを行うものです。

次の表は、左から順に区分、改正項目、改正条項、改正内容となっております。

区分1から区分3の改正は、いずれも、見出しに「基礎課税額の」を追加し、規定の明確化を行おうとするものです。

改正条項は、条例第3条から第5条となります。

区分4の改正は、見出しに「基礎課税額の」を追加し、規定の明確化を行おうとするともに、法律及び政令の改正に伴い規定の整備を行おうとするものです。

改正条項は第5条の2となります。

区分5の改正は、不要な規定である「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削除しようとするものです。

改正条項は第6条となります。

区分6の改正は、法律及び政令改正にあわせ、所要の規定を整備しようとするものです。

改正条項は第13条となります。

区分7の改正は、今回の改正の主要な事項である未就学児の被保険者均等割額の減額について規定するとともに、法律及び政令改正にあわせた所要の規定の整備等を行おうとするものです。

改正条項は第21条となります。

30ページにお進みください。

被保険者均等割額における、軽減区分ごとの公費負担分と被保険者負担分をあらわした表となっています。

上の表は基礎課税額に対する表、下の表は後期高齢者支援金等課税額に対する表となっています。

表の中で矢印記載欄は公費負担分、網掛け欄は被保険者負担分となっています。

まず、上の基礎課税額に対する表の御説明をいたします。

なお、表は左から被保険者均等割りの額、7割、5割、2割軽減、軽減無しの場合の額と割合を記載しています。

左端の欄、基礎課税額における被保険者均等割額は3万円です。

7割軽減です。7割軽減分は2万1,000円です。公費負担分と被保険者負担分はそれぞれ、残り3割の半分である1.5割の4,500円となります。

5割軽減です。5割軽減分は1万5,000円です。公費負担分と被保険者負担分はそれぞれ、残り5割の半分である2.5割の7,500円となります。

2割軽減です。2割軽減分は6,000円です。公費負担分と被保険者負担分はそれぞれ、残り8割の半分である4割の1万2,000円となります。

軽減無しです。公費負担分と被保険者負担分はそれぞれ、5割の1万5,000円となります。

続いて、下の後期高齢者支援金等課税額に対する表の御説明をいたします。

なお、表のつくりは基礎課税額分と同様です。

後期高齢者支援金等課税額における被保険者均等割額は7,000円です。

7割軽減です。7割軽減分は4,900円です。公費負担分と被保険者負担分はそれぞれ、残り3割の半分である1.5割の1,050円となります。

5割軽減です。5割軽減分は3,500円です。公費負担分と被保険者負担分はそれぞれ、残り5割の半分である2.5割の1,750円となります。

2割軽減です。2割軽減分は1,400円です。公費負担分と被保険者負担分はそれぞれ、残り8割の半分である4割の2,800円となります。

軽減無しです。公費負担分と被保険者負担分はそれぞれ、5割の3,500円となります。

なお、最下段は公費負担分の国、地方の負担割合であり、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となります。

31ページにお進みください。

区分8の改正は、法律改正にあわせ、所要の規定を整備しようとするものです。

改正条項は第21条の2となります。

区分9から32ページにわたる区分19の改正は、法律及び政令改正に併せ所要の規定を整備しようとするとともに、附則内における記載内容を統一するため、見出し中の「国民健康」及び規定中の「国民健康保険の」を削除しようとするものです。

改正条項は、附則第2項から附則第4項及び附則第6項から附則第13項となります。

続いて、本資料の28ページにお戻りください。

附則です。

施行期日につきましては、「この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号及び第13条第1項の改正規定、第21条の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）並びに第21条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。」とするものです。

適用区分につきましては、「この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の別海町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第75号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第18 議案第76号

○議長（西原 浩君） 日程第18 議案第76号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町民課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 町民課長。

○町民課長（皆川 学君） はい。

議案第76号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

議案の18ページをお開きください。

本条例の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和4年1月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

なお、本改正は、産科医療補償制度の掛金に基づき設定された加算する額を引き下げるとともに、出産育児一時金等の支給総額については、少子化対策としての重要性に鑑み、42万円を維持するとされたことから、出産育児一時金の額を引き上げるものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の33ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後になります。

第7条第1項、出産育児一時金の額について、改正前「40万4,000円」を、改正後では、「40万8,000円」に改め、ただし書きの加算額について、改正前「1万6,000円」を、改正後では「1万2,000円」に改めるものです。

また、附則として、1項では、施行期日を「令和4年1月1日」とし、2項では、経過措置として、条例の施行の日の前日までに出産した被保険者については、改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によるとします。

以上で、議案第76号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第76号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第79号

○議長（西原 浩君） 日程第19 議案第79号別海町水洗便所改造資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（谷村将志君） はい。

議案第79号別海町水洗便所改造資金融資条例の一部改正について、内容を説明させていただきます。

議案書の22ページをお開きください。

本条例の改正目的ですが、下水道処理区内の水洗化未設置者に対して、水洗化への改造を行う際の融資等について、現在の社会情勢にあわせた制度内容へと改正を行い、下水道供用区域内の水洗化の一層の推進を図る必要があることから、本条例の一部を改正を行うとするものです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の41ページをお開きください。

条例の一部改正を改正する新旧対照表となります。

右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所になります。

改正前の第5条第2号で、融資する資金の「利率は、年利3.5パーセント」について、改正後では、資金の「利息は付さない」と変更するものです。

また、改正前の同条第3号で融資する資金の償還方法について、「元利均等月賦償還」であったものを、改正後では「元金均等月賦償還」として償還方法を改め、また、「ただし、期限前において繰上償還をすることができる。」との文言を追加するものです。

続きまして、改正前の第11条で、町は「融資により交付した資金の利子が年利3.5パーセントを超える利子相当額」を負担していた条文を、改正後では、「規定により融資した資金に見合う利息相当額」に改めるものです。

これにより、これまで3.5パーセントを超える利子について、町で負担していた利子相当額の負担に関する条項を、改正後では利子相当額全額を下水道等事業で負担することとしたものです。

続いて最後の行になりますが、附則として「この条例は、令和4年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第79号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第79号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第20 議案第80号

○議長（西原 浩君） 日程第20 議案第80号工事請負契約の締結について、中西別上風連線改良舗装工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（>川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（>川具哉君） はい。

議案第80号の内容説明をいたします。

議案の23ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、中西別上風連線改良舗装工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、2億6,554万円（内消費税及び地方消費税額2,414万円）。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長、高玉哲朗。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、10月13日から11月2日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は12月2日、高玉建設工業株式会社、寺井建設株式会社、株式会社別海、島影建設株式会社、角川建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は2億4,210万円、最低入札価格は2億4,140万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年の12月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の42ページをお開きください。

工事の場所は、中西別市街から矢臼別演習場入口に向かう計画路線中、赤色の太線で表

示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の太線で示します800メートルについて、車道幅員5.5メートルで改良舗装工事を行うものです。

資料の43ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第80号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第80号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第81号

○議長（西原 浩君） 日程第21 議案第81号工事請負契約の締結について、根室中部3号主要幹線改良舗装工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（>川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（>川具哉君） はい。

議案第81号の内容説明をいたします。

議案の24ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、根室中部3号主要幹線改良舗装工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、1億120万円（内消費税及び地方消費税額920万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海130番地の18、寺井建設株式会社、代表取締役、寺井範男。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、10月13日から11月2日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は12月2日、高玉建設工業株式会社、寺井建設株式会社、株式会社別海、島影建設株式会社、角川建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は9,300万円、最低入札価格は9,200万円で、最低入札者であります本案の寺井建設株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年の10月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の44ページをお開きください。

工事の場所は、図面の右側、国道243号線から中央の道道別海厚岸線を交差して、国道243号線に接続する計画路線中、赤色の太線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の太線で示す450.06メートルについて、車道幅員5.5メートルで改良舗装工事を行うものです。

資料の45ページに、本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第81号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第81号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第22 議案第82号

○議長（西原 浩君） 日程第22 議案第82号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町地域情報通信施設を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○ふるさと応援・情報化推進室長（松本博史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） ふるさと応援・情報化推進室長。

○ふるさと応援・情報化推進室長（松本博史君） はい。

それでは、議案第82号の内容説明をいたします。

議案書の25ページをお開き願います。

指定管理による管理運営を行っております別海町地域情報通信施設は、令和4年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の選定に関しましては、本年11月22日開催の指定管理者選定委員会において、通信事業の専門性や地域に密着した情報化推進の観点から、公募によらず、株式会社オーレンスを引き続き指定することが適当であること、また、指定管理期間は1年間で適当であることの見解をいただいているところであります。

現在、本町全域を対象範囲とした光ファイバー整備事業を進めており、令和4年度中に光ファイバーによる通信サービスの供用が順次進められる予定であることから、一定の移行期間が必要であるため、指定管理期間は1年間とするものです。

以下、議案を朗読して内容説明に代えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町地域情報通信施設。

第2号、所在地、別紙のとおりでございます。26ページをお開きください。

別紙として、公の施設の所在地を表示しております。

通信設備の設置場所として、上段の番号1の「別海町別海常盤町280番地」から番号21の「別海町尾岱沼潮見町102番地」まで、それぞれ、基地局通信設備と中継局通信設備を併せ持つ施設となっております。

それでは、また25ページに戻っていただきまして、第2項、指定管理者です。

第1号、住所、別海町別海旭町48番地1。

第2号、名称、株式会社オーレンス。

第3号、代表者名、代表取締役、高橋武靖。

第3項、指定の期間、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

以上で、議案第82号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第82号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第83号

○議長（西原 浩君） 日程第23 議案第83号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町営畜牛育成牧場を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○農政課長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

議案第83号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容を説明いたします。

議案書の27ページをお開きください。

別海町営畜牛育成牧場は、平成24年度から指定管理者による管理運営を実施してきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

本件は、平成24年度から指定管理を行ってきた有限会社別海町酪農研修牧場を研修業務に専念させるとともに、当該施設の隣接地にJA道東あさひ哺育・育成センターが建設されたことに伴い、両施設が連携することで、利用農家にとってもメリットが大きく、より高い飼養管理技術などを蓄積している道東あさひ農業協同組合による指定管理が望ましいと考え、円滑な指定管理移行に向けた準備を進めてきたところです。

なお、指定管理者の選定については、本年11月22日開催の指定管理者選定委員会において、育成牛の飼養管理については、専門性が要求され、利用農家のニーズに対応しながら飼養管理を効果的かつ効率的に行う必要があることから、公募によらず、当該施設隣接地にて、哺育・育成センターを運営し、飼養管理等の高い技術を有している道東あさひ農業協同組合を指定することが適当であること、また、指定管理期間は3年間が適当であるとの意見をいただいております。

それでは、以下、議案を朗読し、内容説明に代えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町営畜牛育成牧場。

第2号、所在地、別海町中西別44番地11。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海緑町116番地9。

第2号、名称、道東あさひ農業協同組合。

第3号、代表者名、代表理事組合長、原井松純。

第3項、指定の期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とするも

のです。

以上、議案第83号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第83号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第24 議案第84号

○議長（西原 浩君） 日程第24 議案第84号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町ふれあいランドを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） それでは、議案第84号の内容について御説明いたします。

議案の28ページをお開きください。

別海町ふれあいランドは、別海ふれあいキャンプ広場とグリーン広場の2つの施設で構成されており、平成21年度から株式会社別海町観光開発公社が指定管理者として管理運営を実施してきましたが、本年度をもちまして現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理候補者の選定につきましては、公募によらない方法とし、令和3年11月22日開催の指定管理者選定委員会において、指定管理候補者は適当であり、指定管理期間は5年間が適当であると判断するとの御意見をいただいているところでございます。

それでは、以下、議案を朗読し、内容説明に代えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町ふれあいランド。

第2号、所在地、別海町別海141番地1ほか。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町野付63番地。

第2号、名称、株式会社別海町観光開発公社。

第3号、代表者名、代表取締役、曾根興三。

第3項、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものです。

以上で、議案第84号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第84号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第25 議案第85号

○議長（西原 浩君） 日程第25 議案第85号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（>川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（>川具哉君） はい。

議案第85号の内容説明をいたします。

議案の29ページをお開きください。

議案第85号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第8項の規定により、総合整備計画を変更する場合についても同様とされていることから、計画内容の変更について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

今回変更するのは、尾岱沼辺地です。

30ページをお開きください。

尾岱沼辺地の総合整備計画書です。

尾岱沼辺地の総合整備計画は、平成29年度から令和3年度までの5年間で、今回は第7次の変更です。

変更の内容は、次のページ、3番の表になります。

表の下段に記載している電気通信施設について、コミュニティFM放送通信施設整備事業の事業費変更によるもので、変更後における事業費を、149万5,000円増の8,070万3,000円とし、財源内訳の一般財源を、同じく149万5,000円増の2,920万3,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を150万円増の2,920万円とするものです。

変更後の尾岱沼辺地全施設の事業費合計は、5億2,322万3,000円、辺地対策事業債の予定額合計は、3億9,150万円となります。

以上で、議案第85号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第85号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第26 同意第1号

○議長（西原 浩君） 日程第26 同意第1号別海町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町長（曾根興三君） 議長。

○議長（西原 浩君） 町長

○町長（曾根興三君） 同意第1号の提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員につきましては、現在4名の方を任命いたしているところでございますけれども、木村江里さんが令和3年12月21日をもちまして任期満了となります。

つきましては、新たに森野志保さんを教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めますのでございます。

森野さんは、別海町別海鶴舞町15番地にお住まいで、昭和44年10月23日生まれの満52歳でございます。

任期につきましては、令和3年12月22日から令和7年12月21日までの4年間でございます。

主な経歴について申し上げます。

森野さんは、日本体育大学を御卒業後、平成4年に群馬県にある佐田建設株式会社に勤務され、仕事をしながらスピードスケートを続けられました。

平成6年に冬季五輪リレハンメルオリンピックに出場され、1,000メートルで6位入賞を果たされるとともに、平成10年の長野オリンピックにも出場されております。

これらの輝かしい御活躍により、この功績は特に顕著であることから、平成10年には、本町第1号の町民栄誉賞の栄誉に輝いております。

平成11年度から平成27年度の16年間は、別海町教育委員会で勤務され、主に社会教育、社会体育に携わっていただきました。

現在は、本町で、日常的な多世代交流や地域の子供に役立つ場を創りたいと一般社団法人を仲間と立ち上げ、この代表として、町民のつながりを目的とした様々な活動を実践されております。

森野さんは、地域からの人望も厚く、人格、識見ともに大変立派な方でございます。

御審議の上、ぜひ御同意を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 同意第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第27 報告第22号

○議長（西原 浩君） 日程第27 報告第22号専決処分の報告について、北栄西地区農道改良舗装工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（>川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（>川具哉君） はい。

報告第22号の内容説明をいたします。

議案の33ページをお開きください。

報告第22号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月30日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和3年6月24日議案第48号により議決を経て締結した、北栄西地区農道改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「7,733万円（内消費税及び地方消費税額703万円）」を「7,784万7,000円（内消費税及び地方消費税額707万7,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、当初概数としていた排水構造物工、構造物撤去工、産業廃棄物処理工、準備費の数量確定により、51万7,000円の増額となったものです。

以上で、報告第22号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は一般質問を午前10時から開きますので、御参集願います。

皆さん、大変御苦勞さまでした。

散会 午後 1時57分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員